

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、同通知の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。

医療扶助の移送費の給付に関しては、平成20年4月1日に同通知を改正し、移送費の給付範囲の明確化を図ったところである。しかしながら、本来、通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送費の給付決定をするべきところ、改正の趣旨が徹底されず、画一的な取扱いによって、認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられたことや平成20年4月1日の通知改正以降の移送費の支給実績等を踏まえ、改めて給付範囲及び給付手続き等の取扱いの徹底を図ることとしたので、各自治体におかれては、この内容を踏まえ適正な給付決定を行うよう十分な配慮を願いたい。

併せて、移送費の給付方針として、経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすることを明らかにしたところであり、この点についても運用上考慮いただきたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。